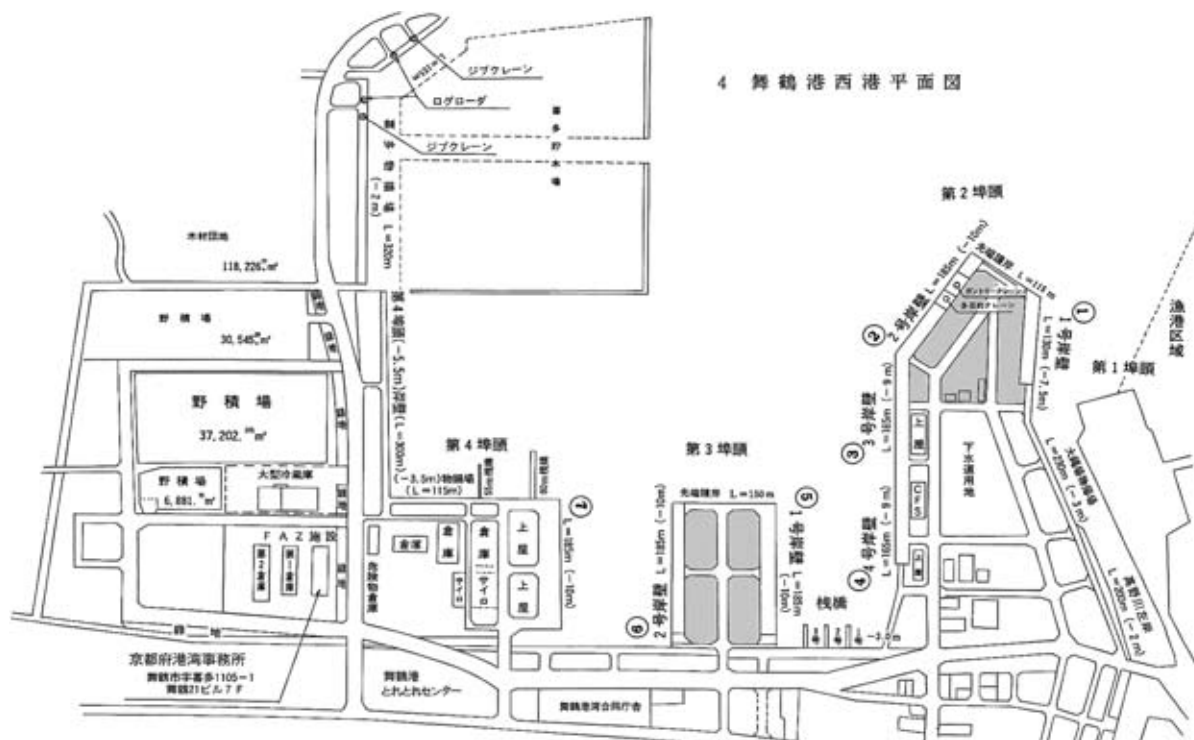


【図1.4.1.舞鶴西港の平面図】



4.2. 舞鶴港の定期航路

舞鶴港の利用量であるが、これは舞鶴港に就航している航路がどれだけあるかを知ることから始まる。

舞鶴港には国内の航路（内貿航路）と海外の航路（外貿航路）がある。

内貿航路は、小樽との国内最速フェリー航路が1日1便就航している。

外貿航路は、韓国（釜山）航路が毎週木曜日に入出港の週1便、中国（青島・大連）航路が毎週土曜日に入出港の週1便、ロシア（ナホトカ）航路が月1～2便就航している。

同じ日本海側の主要港である新潟港、近隣の敦賀港と外貿航路について比較すると、舞鶴港の定期航路の数は【表4.2-1.新潟港・敦賀港との比較 <外貿定期航路>】のとおりである。定期航路の数は入出港する船舶数にも影響する。商船の入港船舶数は【表4.2-2 新潟港・敦賀港との比較 <入港船舶（商船）>】のとおりである。比較した新潟港、敦賀港が日本海側の主要港湾であることもあるが、舞鶴港の外貿航路数、入港船舶数は少ない印象を受ける。

【表4.2-1.新潟港・敦賀港との比較 <外貿定期航路>】

	韓国航路	中国航路	東南アジア航路	ロシア航路
新潟港	週 8 便 ※	週 2 便	週 1 便	月 1 便
敦賀港	週 4 便	なし	なし	なし
舞鶴港	週 1 便	週 1 便	なし	月 1 便

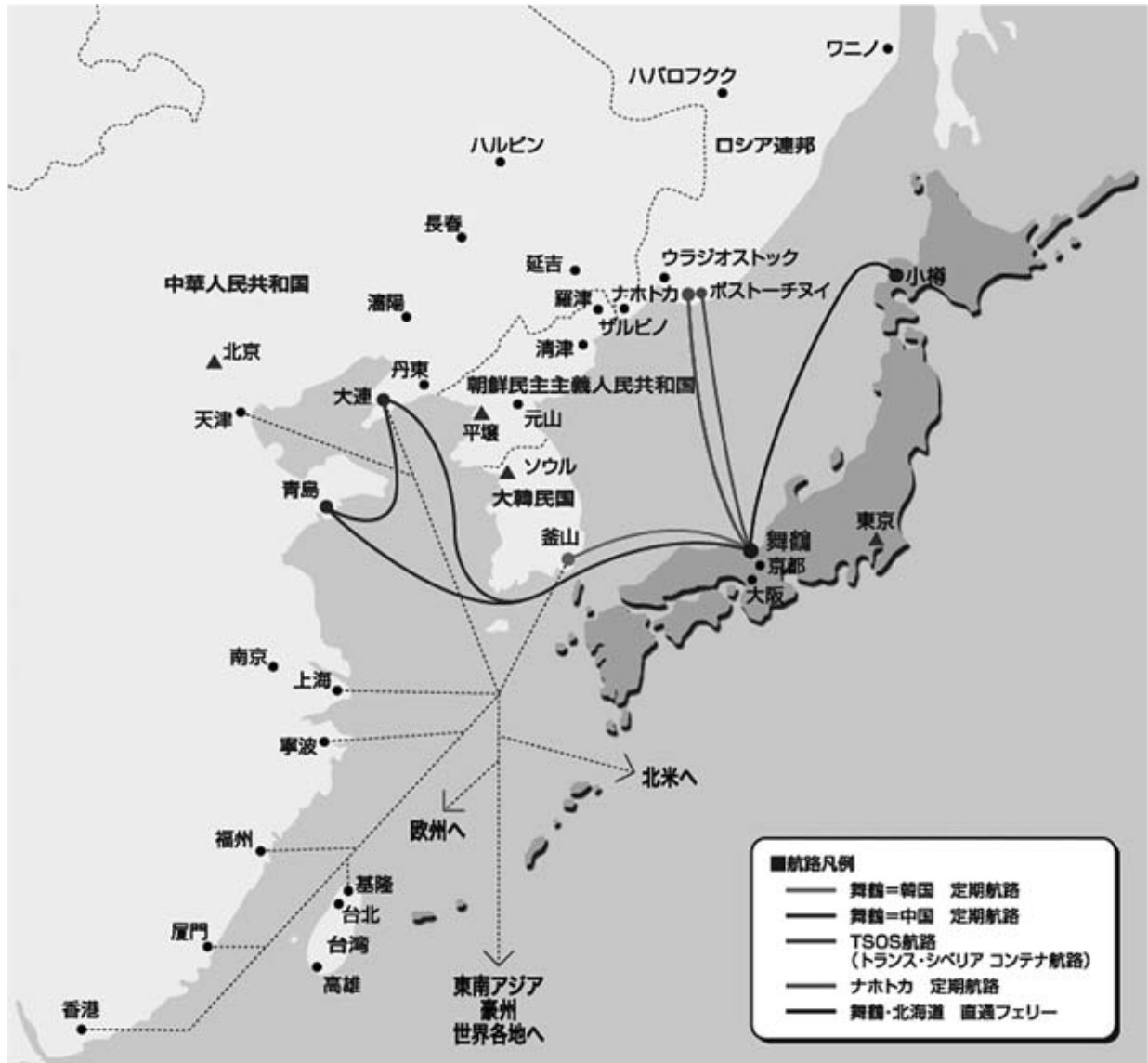
中国・釜山航路の週 3 便を含む。

【表4.2-2.新潟港・敦賀港との比較 <入港船舶（商船）>】

平成 20 年	外航船		内航船		自動車航送船		合計	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
新潟港	1,423	17,569,902	5,804	5,010,523	2,525	23,210,182	9,752	45,790,607
敦賀港	230	2,462,636	1,270	12,179,862	※	※	1,500	14,642,498
舞鶴港	416	2,592,343	582	845,005	290	4,874,900	1,288	8,312,248

自動車航送船は内航船に含む。

【図4.2.舞鶴港の航路】



(社京都舞鶴港振興会のホームページより転載)

4.3. 舞鶴港の取扱貨物量

入港船舶がどれだけの取扱貨物量をもたらしているのだろうか。入港船舶数は取扱貨物量に影響する。平成20年の取扱貨物量を日本海側重要港湾について比較すると、【表4.3-1.日本海側重要港湾における取扱貨物量の比較(平成20年度)】のとおりである。舞鶴港の取扱貨物量は日本海側重要港湾の中で第4位であるが、第1位の新潟港の3割程度である。

【表4.3-1.日本海側重要港湾における取扱貨物量の比較（平成20年度）】

（単位：トン）

順位	港湾名	取扱貨物量	外国貿易			内国貿易		
			輸出	輸入	計	移出	移入	計
1	新潟	32,071,062	1,396,516	15,057,677	16,454,193	6,471,236	9,145,633	15,616,869
2	敦賀	15,426,007	118,214	3,086,118	3,204,332	5,966,815	6,254,860	12,221,675
3	伏木富山	11,484,000	2,423,000	6,183,000	8,606,000	1,172,000	1,706,000	2,878,000
4	舞鶴	9,531,027	394,694	2,746,688	3,141,382	3,111,292	3,278,353	6,389,645
5	秋田	7,928,703	287,536	1,962,313	2,249,849	1,510,995	4,167,859	5,678,854
6	境港	4,110,099	181,219	1,972,182	2,153,401	275,520	1,681,178	1,956,698
7	酒田	3,839,077	127,657	2,079,922	2,207,579	836,116	795,382	1,631,498
8	金沢	3,256,925	330,473	389,469	719,942	55,490	2,481,493	2,536,983
9	直江津	2,463,637	170,531	679,803	850,334	505,738	1,107,565	1,613,303
10	浜田	918,358	224,886	260,337	485,223	109,444	323,691	433,135

また、舞鶴港の直近5年間の取扱貨物量の推移を示すと以下のとおりとなる。

【表4.3-2.舞鶴港の取扱貨物量の推移】

（単位：トン）

年次	外国貿易			内国貿易			総計
	輸出	輸入	計	移出	移入	計	
平成17年	47,201	2,717,945	2,765,146	3,257,516	3,223,394	6,480,910	9,246,056
平成18年	273,547	2,228,096	2,501,643	3,289,919	3,356,473	6,646,392	9,148,035
平成19年	297,691	2,015,123	2,312,814	3,463,735	3,675,875	7,139,611	9,452,424
平成20年	394,694	2,746,688	3,141,382	3,111,292	3,278,353	6,389,645	9,531,027
平成21年	74,861	1,886,969	1,961,830	2,685,810	2,957,808	5,643,618	7,605,448

平成21年の取扱貨物量が急減していることについて、京都府はリーマンショックに端を發した世界的な不況の影響であると説明している。しかし、平成22年は石炭輸入の回復や運賃割引支援事業の継続によるフェリー貨物の増加が図られることから、平成20年並みかそれ以上に回復する見込であるとしている。また、舞鶴国際ふ頭が供用開始となり、取扱貨物量の増加に寄与してくれることが期待されている。

4.4.舞鶴港の設備

定期航路数、入港船舶数、取扱貨物量のいずれもやや少ない印象の舞鶴港であるが、その設備が見劣りするのではなか。主要設備についても比較検討を行った。

舞鶴国際ふ頭が平成22年4月1日に供用開始し、新潟港、敦賀港と比べても見劣りしない設備になったが、それまでは最大水深12メートルであったので、接岸に水深を要求する大型のコンテナ船は舞鶴港を利用しにくかったであろう。これまで利用頻度や取扱貨物量が少なかったのは頷ける。

【表4.4.新潟港・敦賀港との比較<主要設備>】

	水深(メートル)	岸壁延長(メートル)	係船重量(トン)	係船隻数	ガントリークレーン基数
新潟港	10	185	15,000	1	1
	14(12 暫定)	350	30,000	1	2
敦賀港	10	185	15,000	1	1
	14	280	50,000	1	1
舞鶴港	14	280	50,000	1	1
	12	240	30,000	1	1

4.5.舞鶴港の使用料単価

舞鶴港の利用状況を左右する条件として、使用料単価も考える必要がある。主要設備等の使用料単価についても比較検討を行った。

舞鶴港の主要設備の使用料単価は他港と比較して安いといえる。平成22年の条例改正時に京都府で検討した結果、舞鶴港の利用促進のために政策的に従前からの単価に据置にした、とのことである。従前の単価は、たとえばガントリークレーンであれば1台目を取得した平成16年に貨物取扱量の見積、ガントリークレーンの荷役能力等を考慮して使用料単価を設定している。他の施設についてもほぼ同様の考え方で単価設定されている。

これまでのところ、舞鶴港の定期航路数、入港船舶数、取扱貨物量のいずれも少ないので、低価格が利用者に評価されているとはいえない。しかし、舞鶴国際ふ頭の供用開始による設備の充実と相まって、利用促進につながる事が期待される。

【表4.5.新潟港・敦賀港との比較 <使用料単価>】

	入港料	ガントリークレーン単価	CFS 単価 ※	管理棟単価
新潟港	外航 2.1 円/トン うち輸出入 2 円/トン 他 1.05 円/トン	69,000 円/時間	13.7~20.5 円/日・㎡ 411 円/月・㎡	1,400 円/月・㎡
敦賀港	外航 2 円/トン(減免措置あり) 内航 1.05 円/トン	64,000 円/時間	20~50 円/日・㎡ 500 円/月・㎡	なし
舞鶴港	なし	35,000 円/時間	18 円/日・㎡ 550 円/月・㎡	2,160 円/月・㎡

C F S とはコンテナフレートステーション³のことである。

4.6.舞鶴港の収支状況

定期航路から使用料単価まで見てきたが、それらの結果として舞鶴港の収支状況はどうなっているのか、一般会計部分は港湾事業だけを取り出すことができないので、京都府港湾事業特別会計の収支状況を示してみる。京都府港湾事業の特別会計は舞鶴港だけであり、一般会計部分が抜けているにせよ、舞鶴港の収支状況の概要を把握するには特に問題はないと料する。

3 コンテナフレートステーション：通常は、コンテナターミナルの一部に設置された荷さばき用の施設であり、貨物をコンテナに詰め、又はコンテナから取り出す作業を行う場所である。すなわち輸入の場合は、船会社によって積港でコンテナに詰められた小口貨物混載のコンテナを揚港の船からここへ移転して、コンテナから取り出して荷受人に引渡す。輸出の場合は、船会社が小口貨物をここで受取り仕向港ごとにコンテナに混載してマーシャリングへ移動して船に積む。このように船会社が小口混載コンテナから個々の貨物を取り出したり、小口貨物をコンテナに混載したりする上屋をいう。

(出典：四日市港Webサイト http://office.yokkaichi-port.or.jp/pls/home/hst110.disp?p_seq=133)

【表4.6.京都市港湾事業特別会計の収支 3 期間推移】

(単位：千円)

歳入	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
港湾事業使用料	301,301	302,307	243,632
国庫補助金	150,410	93,051	190,551
一般会計繰入金	880,035	796,196	933,460
港湾事業債	505,000	678,000	2,101,000
繰越金	918	755	734
諸収入	-	18,452	-
財産貸付収入	-	-	107
不動産売却収入	-	-	7,910
合計	1,837,664	1,888,761	3,477,394

歳出	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
港湾管理費	112,269	117,208	96,151
港湾整備費	397,383	473,391	2,108,172
公債費	1,327,257	1,297,428	1,273,027
合計	1,836,909	1,888,027	3,477,350
歳入歳出差引残額	755	734	44

京都市港湾事業特別会計の収支状況を見ると、平成21年度は取扱貨物量が減少した影響もあり、港湾事業使用料は歳入のわずか7%にすぎない(平成19年度、20年度は16%)。一方、歳出面は舞鶴国際ふ頭の建設のために港湾整備費が非常に大きくなっている。舞鶴国際ふ頭は平成22年4月1日に供用開始となったので、平成22年以降の港湾整備費は減少する予定であるが、これまで多額の港湾事業債を発行してきたので公債費の負担は続くと思われる。

京都市の港湾特別会計を一般企業にたとえるのは適切でないかもしれないが、府民感覚で捉えるため、ここではあえて一般企業にたとえてみる。港湾事業使用料は事業による売上高、国庫補助金は合併企業からの負担金、一般会計繰入金は外部からの助成金、港湾事業債は借入金による収入、諸収入以下は雑収益、港湾管理費は事業経費、港湾整備費は固定資産の取得代金、公債費は借入金の元本と利息の支払額である。通常の営利企業ならば、固定資産の取得代金のために借入金を利用したとしても、売上高から事業経費を差し引いた差額利益で借入金の元本と利息を支払っていかなければならない。しかし、京都市の港湾事業特別会計は事業による利益だけでは元利返済が滞ってしまうので、外部からの助成金でもってなんとか収支均衡しているという状況である。しかも、外部からの助成金がかなり大きく、ほとんど元利返済額に相当する大きさである。

港湾事業は公共事業としての一面があり、単純な利益追求、収支均衡だけでその成否を計れるものではない。地域にもたらす経済効果や活性化の効果も含めて考えるべきであろう。しかし、特別会計である以上、独立の経理管理をしているのは個々の事業の収支管理や予算管理などをするためであり、本来、一般会計繰入金ありきで考えるものではないはずである。一般会計繰入金を少なくする努力、港湾事業使用料を増やす施策と試みが不可欠である。

5 舞鶴国際ふ頭

さて、非常に大きな期待のかかる舞鶴国際ふ頭である。舞鶴国際ふ頭は、舞鶴港が国際的港湾として物流や地域経済活性化の拠点として飛躍するため、企業を誘致し、大型コンテナ船の入港を可能にするため、その建設は京都市の悲願であった。その舞鶴国際ふ頭がようやく平成22年4月1日より供用開始となった。供用開始の前後で京都市が実施した施策は下表のとおりである。

ると、333時間稼働している必要がある。

上屋施設では、C F Sの使用率は8割を超えており比較的使用効率はよいと言えるが、管理棟の使用率は3割に充たない。

6 京都府の試み

港湾施設の使用料単価を低価格としていること以外に、舞鶴港の利用促進のために京都府では様々な取組を行っている。たとえば、京都府北部の産業振興とポートセールスの強化を図るため、年間2,000社を超える企業訪問、コンテナ貨物・バルク貨物に対するインセンティブ支援、企業誘致の強化、日本海側諸港との連携強化に取り組んでいる。

また、20年程度先の将来の舞鶴港の目指すべき姿や振興などの長期的なプランである「はばたくみなとまいづる恵みのプラン」を策定し、まちづくり構想や国際フェリー航路の開設について議論されている。さらに、舞鶴港港湾審議会では、日本海（若狭湾）経済成長戦略特区や京都舞鶴港ランドブリッジ構想、貨物の即日引渡を可能にするホットデリバリーサービス、舞鶴港と宮津港の統合、府県を越えた敦賀港との連携などが取り上げられ、どうしたら舞鶴港の振興が図れるかについて議論されている。

京都府では、舞鶴国際ふ頭の供用開始に先立ち、集荷促進のためのポートセールスの強化やインセンティブ補助金の導入、臨港地区内の土地利用規制の見直し、港湾施設管理条例の改正等を実施してきたが、今後、これらの施策の効果を分析し、引き続き、関係機関とも連携した港湾振興の取組をスピード感を持って推進することが肝要である。

7 監査の結果

7.1. 京都府港湾事務所について

港湾予算全体から考えると、京都府港湾事務所の賃借料は微々たるものかもしれないが、コスト削減は小さなところから始めるのが基本である。もともと、府有資産であった港湾事務所を賃貸ビルに移転した経緯は、合理化に適応しやすい、というのも大きな理由の1つであったはずである。そうであるなら、舞鶴港振興業務の合理化のために舞鶴21ビルに移転するというならば、今後もより一層の経費削減と合理化を図る努力が必要である。

また、港湾施設の使用料は、使用者の使用時間の申請に基づいて港湾事務所が調定して徴収しており、港湾事務所がすべての施設の使用時間を管理・監督しているわけではない。以前は使用料が1時間単位の使用時間に応じて決まる港湾施設がほとんどなかったため、申告制でも特に問題なかったのかもしれないが、今は使用料が1時間単位の使用時間に応じて決まるものがあり、時間管理が必要である。巡回や港湾事務所からの目視で使用状況を確認しているとのことであるが、より一層の管理体制を確立し、厳密な使用時間管理が求められる。

さらに、岸壁使用料申請書と許可書の照合検証を行ったところ、事後に事務処理されていると見受けられる書類が散見された。事情を確認すると、船舶の入出港時間については天候や荷役作業の影響で変動する要因が非常に多く、そのため、本来、先にあるべき書面による承認手続が事後になることもしばしばあるとのことであった。事前に入港情報の確認やFAX等による事前承認が行われているにしても改善の余地がある。現状では、京都府が事後申請を黙認しているかのような誤解を与えかねない。

主な使用者が少数の荷役業者であることから、手続が煩雑になることなく府民の感覚に合う効果的な管理方法があるはずである。

7.2. 舞鶴港の収支状況について

京都府港湾事業特別会計は特別会計であるので、独立の経理管理を行っている。独立の経理を採用しているのは、当該事業のみの損益管理や独立採算を考える必要があるからである。しかし、京都府港湾事業特別会計は一般会計からの繰入金があるのが当然の前提で考えられている印象がある。巨額の一般会計繰入金があるために、小さなコストダウンが埋没してしまうおそれがある。これはとても危険な状態で、コスト意識が薄れれば府民の税金が無駄遣いされてしまう。特別会計であることの根本の趣旨を没却することなく、収支状況の改善に不断の努力を求める。

7.3. 舞鶴国際ふ頭について

監査人は舞鶴国際ふ頭を供用開始後の平成22年9月6日に視察をしたが、視察日は定期航路便が就航していない日で、舞鶴国際ふ頭は実に殺風景であった。供用開始となってまだ半年足らずであるから、企業の利用やコンテナ船の入港が少ないと思えばいいのであろうか。答えはNOである。

舞鶴港の取扱貨物量はリーマンショック後、回復傾向にあり平成22年度は過去最高の取扱貨物量を更新する可能性があり、これまでの集荷促進の取組の成果が発現しつつあるのかもしれない。しかし、これだけ大きな事業費をかけて期待された舞鶴国際ふ頭であるから、現状ではまだまだ活況があると言える状況ではなく、物足りなさを感じる。供用開始時には事業として成立するだけの需要を見込める状態になっていて当たり前である。

【写真7.3.舞夢みなと大橋から見た舞鶴国際ふ頭】



舞鶴国際ふ頭の主要施設の需要予測の当初の計画はどうだったのか、京都府に問うてみた。

京都府では港湾法の規定に従った港湾計画を作成している。この港湾計画は昭和34年に策定され、その後、改定を重ねて現在に至っており、舞鶴港全体として港湾がもたらす様々な経済効果（便益）と港湾の建設費・維持管理費（費用）を試算し、その費用対効果を分析したものである。舞鶴国際ふ頭整備事業についても概ね5年毎に経済効果等を分析し、京都府公共事業評価審査委員会において、事業継続の審査を受けている。公共事業では経済効果の分析は行っているが、収支計画の作成は一般的ではないため、舞鶴国際ふ頭整備事業においても収支計画は作成されていない。

総事業費466億円をかける舞鶴国際ふ頭の事業に収支計画がないというのは、府民感覚からすると少しずれている気がする。もし、収支計画が事前に作成され、多額の一般会計からの繰入金を要することが予定され、しかしそれを上回る経済効果があると見積もっているから事業を継続することは評価される、という説明があれば納得がいく。また、経済効果は尺度が大きすぎるし、効果として表れるのも時間がかかる。京都府が具体的に管理・監督できるものは港湾事業の収支ではないだろうか。とすれば、舞鶴国際ふ頭の整備によって取扱貨物量が増加する結果、どれほどの港湾施設の使用を見込んでいるのか、それによって収支がどうなるとの数値計画が必要であろう。実績が計画に充たない場合の責任回避ではないだろうが、具体的な数値計画があれば、計画と実績との比較から不足分が明らかになり、危機感も変わってくるはずである。

京都府は府民の税金を預かり、それを公共の利益、府民の利益のために有効に使うという義務があり、その説明責任を果たすために中長期的な収支計画の策定とその結果をモニタリングし、継続的な予算実績管理も加えるべきであると考え。平成22年度の取扱貨物量は過去最高となる見通しとのことであり、取組の成果が発現しつつあるようだ。しかし、取組の成果の発現を主張しても、それが果たして充分なのか否かがわからない。行政として計画性、説明責任が不十分である、との批判も免れない。

また、港湾振興のために京都府はこれまで様々な取組や議論の場を設け、行政機関としてできる限り迅速に対処してきたのかもしれないが、府民感覚からすれば、どうしてもスピード感が足りないと感じてしまう。舞鶴港港湾審議会の中でも委員が同様の発言をしている。舞鶴港はスーパー中枢港湾を目指すわけではなく、身の丈に合った目標を設定すべきであろう。しかし、経済環境が変化するスピードに比べ、行政の対応のスピードが遅く、時として機を逸することもあるのではないだろうか。将来に向けたビジョンを描き、リスクをヘッジしながらも、スピード感をもって実績を挙げることができるか否かで、行政に対する質が計られる。

7.4. 京都府の試みについて

港湾事業の財政状態を少しでも改善するには港湾事業使用料の増収を図るしかない。港湾事業使用料の増収は、港湾施設利用量を増やすか、使用料単価を上げるしかない。使用料単価は政策的に低く抑えるというのであれば、港湾施設利用量を増やすしか道はない。港湾施設利用量を増やすには、定期航路数を増やし、入港船舶数を増やし、取扱貨物量を増やす必要がある。答えは明快なのである。

そのための施策が舞鶴国際ふ頭の建設やその他の様々な取組であり、その効果は発現しつつあるが、投資金額や期待が大きかっただけに、現状にはまだまだ物足りなさを感じる。

舞鶴港の振興は非常に大きな問題であり、京都府だけが考えればいいものでもない。近隣にある敦賀港との連携・役割分担、関西と東海を1つの経済圏として一体とみなした物流網の整備（平成26年に道路ネットワークが完成予定）、舞鶴港とアクセスできる近接後背地への企業誘致など様々な問題が絡む。しかし、京都府にはこれらの問題や課題を解決する中心的役割を担ってほしい。他人任せの解決では、京都府や府民が望む解決や姿には往々にしてならないだろう。結論が出た時には時代遅れになっていることも考えられる。成功や改革は自ら動かないと実現しないものである。京都府のこれからの行動に期待したい。

第6 衛生・環境関係

1 衛生・環境関係の使用料・手数料の全体像

1.1. 衛生・環境関係の使用料・手数料の概要

衛生・環境関係の使用料・手数料とは、健康福祉部と文化環境部という2つの部局が管轄している使用料・手数料のことを指している。

衛生・環境関係の使用料・手数料と所轄部局の関係は以下のとおりである。

【表1.1-1. 衛生・環境関係の使用料・手数料一覧】

(単位：千円)

部局名	所管課名	使用料・手数料	H20年度 決算額	H21年度 決算見込額
健康福祉部	生活衛生課	動物管理手数料	1,182	1,856
		環境衛生手数料	4,423	4,788
		食品衛生手数料	79,483	84,435
		と畜検査手数料	548	598
文化環境部	循環型社会推進課	産業廃棄物処理業許可等手数料	62,636	68,607
		使用済自動車解体業許可等手数料	1,115	6,437
	水環境対策課	浄化槽保守点検業者等登録手数料	670	2,643
		環境管理課	フロン類回収業者等登録手数料	490
			公害紛争処理手数料	8

衛生・環境関係の使用料・手数料のほとんどの収納業務は上表の所管課以外に各地域の保健所も行っている。京都府は府を5つの地域に分けて管理しており、各地域の行政機関と保健所は以下のとおりである。

【表1.1-2. 京都府の保健所一覧】

地域	振興局	保健所
丹後	丹後広域振興局	丹後保健所
中丹	中丹広域振興局	中丹東保健所、中丹西保健所
南丹	南丹広域振興局	南丹保健所
山城	山城広域振興局	乙訓保健所、山城北保健所、山城南保健所
京都市	京都市は市行政が独自で管理しているためここでは除外	

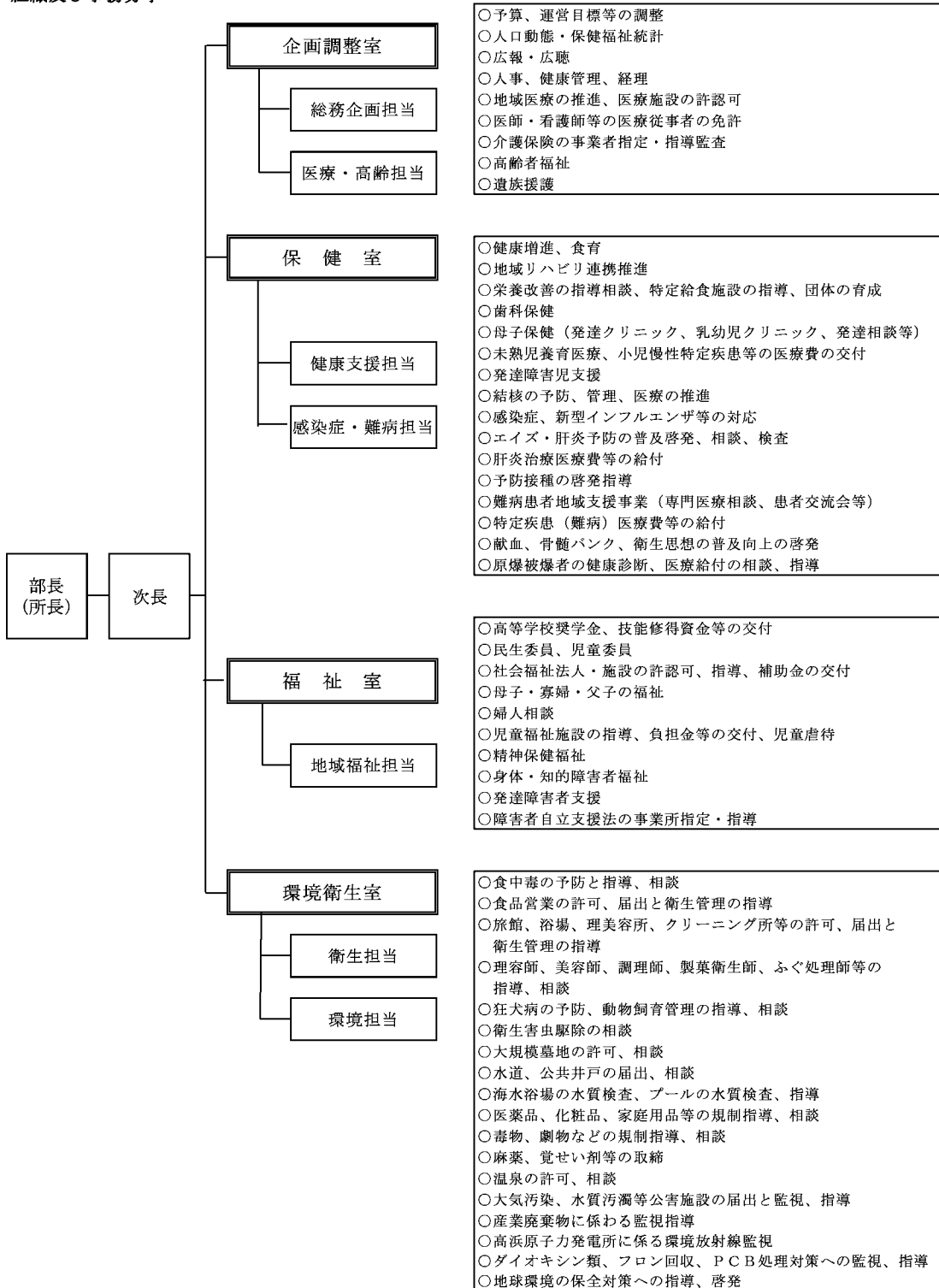
このうち、衛生・環境関係の代表的な地方機関として、中丹東保健所へ赴き、現地調査を行った。

1.2. 中丹東保健所

中丹東保健所の組織は、以下のとおりである。

【図1.2. 中丹東保健所の組織図】

組織及び事務分掌



また、中丹東保健所で取り扱っている使用料・手数料の種類は、後掲の【附表2 平成21年度 中丹東保健所の収入項目】に記載のとおりである。

【附表2 平成21年度 中丹東保健所の収入等】で明らかのように、中丹東保健所では衛生・環境に係る多数の使用料・手数料等の取り扱いを行っている。そもそも、保健所とは地域住民の健康や衛生を支える公的機関であり、衛生・環境に係る収納業務全般を取り扱うことになるので、地方機関といえども業務範囲は多岐に亘る。

これらの申請書類等について任意の日付、任意の手数料等を選択し、手数料等の徴収事務手続を検証したが特に問題

となる事項は発見されなかった。

2 動物管理手数料について

2.1. 動物管理手数料の概要

動物管理手数料は「動物の飼養管理と愛護に関する条例」(以下、動物愛護条例)の第15条に基づいて徴収される手数料である。主な徴収対象は以下のとおりである。

- ・ 動物取扱業登録手数料
- ・ 動物取扱責任者研修会受講料
- ・ 特定動物飼養・保管許可手数料
- ・ 犬又は猫の引取手数料

平成21年度の各手数料の徴収件数の実績は以下のとおりである。

【表2.1.動物管理手数料の一覧】

名称	事務(※)	単価	件数	備考
動物取扱業登録	動物の愛護及び管理に関する法律第10条第1項の規定による動物取扱業の登録	15,000	42	
同上	同上(ただし、同時に一の事業所における他の種別の登録を行う場合)	10,000	10	
動物取扱業の登録証の再交付	動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第2条第6項の規定による動物取扱業の登録証の再交付	1,100	12	
動物取扱責任者研修受講	動物の愛護及び管理に関する法律第22条第3項の規定による動物取扱責任者研修の受講	1,000	311	
特定動物の飼養又は保管の許可	動物の愛護及び管理に関する法律第26条第1項の規定による特定動物の飼養又は保管の許可	11,000	4	
同上	同上(ただし、同時に一の事業所における他の種類の許可を行う場合)	6,000	0	
特定動物の飼養又は保管の変更許可	動物の愛護及び管理に関する法律第28条第1項の規定による特定動物の飼養又は保管の変更許可	7,000	1	
同上	同上(ただし、同時に一の事業所における他の種類の許可を行う場合)	2,000	0	
特定動物の飼養又は保管の許可証の再交付	動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第15条第6項	1,100	0	
犬・猫の引取	動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項の規定による犬・猫の引取(ただし、生後90日以内の犬又は猫は10頭又は10匹までごと)	2,000	365	現金徴収
化製場設置許可申請手数料	化製場等に関する法律第3条第1項(法第8条において準用する場合を含む。)の規定により化製場の設置の許可を受けようとする者は、次に掲げる手数料を納付しなければならない	24,000		
死亡獣畜取扱場(法第8条に規定する施設を含む。)の設置許可申請手数料	化製場等に関する法律第3条第1項(法第8条において準用する場合を含む。)の規定により死亡獣畜取扱場(法第8条に規定する施設を含む。)の設置の許可を受けようとする者は、次に掲げる手数料を納付しなければならない	15,000		
動物の飼養又は収容の許可申請手数料	化製場等に関する法律第9条第3項の規定により動物の飼養若しくは収容の許可を受けようとする者は、次に掲げる手数料を納付しなければならない	7,500	3	

条例・規則別表等に定める事務を転記

動物愛護条例の設定目的は、動物の適正な取扱いを通じ、動物愛護の意識を高めるとともに、動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害及び生活環境の汚染を防止し、人と動物が共生する社会づくりに寄与することとされている。その趣旨からすると、動物愛護と府民生活の安全のために、動物の取扱いに関して一定の規制を加えていると思料される。

2.2. 監査の視点

動物取扱手数料等では最近、小幅な改正があった。犬・猫の引取手数料が有料化されたこと、動物取扱業が登録制に変わったことである。これらの改正は規制強化の動きであるが、その背景や趣旨を考へつつ、使用料・手数料の徴収事務が適正に行われているか、使用料・手数料の徴収が制度改正の趣旨に合致しているかについて検討を行った。

2.3. 犬・猫の引取有料化

京都府では従来、犬・猫の引き取りを有料化すると遺棄の増加が懸念されるとして無料で行っていた。しかし、この方針を転換し、平成21年7月1日から有料化に踏み切っている。その意図はこうである。有料化することにより、安易な飼養放棄が抑制され、終生飼養の推進につながる。これは1つの考え方であり、監査人としては支持できる。

引取手数料が有料化される前も引取件数は毎年約10%の割合で減少し続けていた。京都府動物愛護管理推進計画によると、平成14年の引き取りが10,892頭であったのに対し、平成18年では7,018頭に減少している（京都府と京都市を合算した数字）。しかし、当該計画では平成29年度末までに犬・猫の引取件数を3,500頭にするという高い目標を掲げている。その目標達成のための施策として、京都府は引取手数料の有料化を選択した。一年を通して有料化となるのは平成22年度からであり、一年を通じての実績はまだないが、期間中に有料化となった平成21年の引取件数は4,606頭と減少しており、引取手数料有料化の効果はますます出ているのではないかと思われる。

引取手数料有料化後、遺棄が増えたかどうかについては、遺棄事例が増加したとの結果は得られていないとの回答であった。

京都府が設定している引取手数料2,000円という金額は、引き取りに要する作業量から1回あたりの人件費を計算し、それに書類の印刷代と水道光熱費を勘案して決めており、安易な飼養放棄の抑制につながる金額的負担を検討した結果というわけではなかった。

2.4. 動物取扱業登録手数料

動物取扱業が登録制になったのは平成18年6月1日からである。これは「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48年法律第105号 以下、動物愛護法）が改正され、動物取扱業を営もうとする者は、当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する知事（政令指定都市にあってはその長）の登録を受けなければならないとされたからである（改正法第10条第1項）。この改正の趣旨は、より一層の動物の生命尊重、動物愛護を図るというものである。動物愛護法の改正を受けて、京都府に登録されている平成21年度末時点の京都市を除く府内の施設数は342である。

登録制の実効性を担保するために、登録を受けずに動物取扱業を営んだ者、不正の手段によって登録を受けた者は、30万円以下の罰金を科されることになっている。登録制になって4年が経過した現在、実際に罰金を科した実績は、京都府ではまだゼロ件とのことである。

この他に京都府では、Webサイトで動物取扱業者のホームページを検索して未登録業者を探したり、府民からの情報提供を受けたりすることにより未登録業者の発見に努めている。

登録が完了すると、動物取扱業者登録簿に記載がなされる。動物取扱業者登録簿は、登録業者に対して計画的な立入監視を実施するためや5年毎の登録更新を管理するために利用されることになる。登録制になってからまだ5年が経過していないので登録更新のための施策の実行は平成23年が初回となるが、その時は更新八ガキ等によって登録業者に通知をして更新を促すとのことであった。

一方、府内に散らばる300件超もの登録施設に立入監視を行い、登録更新の管理・徹底をするのは相当な作業量であると思われる。しかし、京都府では1施設あたり少なくとも3年に1度は監視する方針であり、平成21年度の監視指導件数は105件に対して行ったとのことであった。監視指導の結果、悪質業者の登録抹消をした実績は現在のところ、ないとのことである。

ところで、動物愛護法では登録制を定めているのみで、登録手数料の支払は定めていない。登録手数料は府が定めている動物愛護条例に従って徴収されているものである。京都府が条例によって特に手数料を徴収している趣旨は、登録制になったことにより、施設への立入検査や登録証の発行事務が発生したため、そのコスト見合いの対価を徴収しているということであった。その見積方法は、業務に要する工数に人件費の単価を乗じて、さらに印刷製本費や交通費を加味して決定したとのことである。京都府の動物取扱業手数料は15,000円であるが、他の都道府県もおおよそ13,000～15,000円が多く、最も高い県で17,700円であり、無料の県はない。

【表2.4.動物取扱業登録手数料の都道府県別比較表】

(単位：円)

No.	都道府県	登録	更新	No.	都道府県	登録	更新
1	北海道	11,000	7,500	25	滋賀県	15,000	15,000
2	青森県	15,000	15,000	26	京都府	15,000	15,000
3	岩手県	12,500	10,000	27	大阪府	15,000	12,000
4	宮城県	15,000	15,000	28	兵庫県	15,000	15,000
5	秋田県	15,000	15,000	29	奈良県	15,000	15,000
6	山形県	15,000	13,000	30	和歌山県	15,000	15,000
7	福島県	13,000	13,000	31	鳥取県	11,000	8,000
8	茨城県	14,000	11,000	32	島根県	15,500	14,600
9	栃木県	17,700	17,700	33	岡山県	15,000	15,000
10	群馬県	17,500	17,500	34	広島県	15,000	15,000
11	埼玉県	16,000	16,000	35	山口県	15,000	15,000
12	千葉県	14,000	14,000	36	徳島県	20,000	10,000
13	東京都	15,000	15,000	37	香川県	15,000	10,000
14	神奈川県	15,000	7,500	38	愛媛県	15,000	10,000
15	新潟県	15,000	15,000	39	高知県	15,000	10,000
16	富山県	15,000	9,000	40	福岡県	15,000	15,000
17	石川県	15,000	12,000	41	佐賀県	15,000	15,000
18	福井県	15,000	10,000	42	長崎県	15,000	11,000
19	山梨県	14,000	10,000	43	熊本県	15,500	15,500
20	長野県	16,000	10,000	44	大分県	15,000	15,000
21	岐阜県	15,000	9,000	45	宮崎県	15,000	15,000
22	静岡県	15,000	10,000	46	鹿児島県	15,500	15,500
23	愛知県	15,000	9,000	47	沖縄県	15,500	11,500
24	三重県	15,000	10,000				

2.5.動物取扱責任者研修会受講料

登録した業者は事業所ごとに動物取扱責任者を選任し、府知事が行う研修会を受講することが義務づけられている。この研修会の受講料が動物取扱責任者研修会受講料として徴収されている。

京都府の動物取扱責任者研修会の受講料は1回あたり1,000円である。監査人が調べたところ、岡山県では1,500円、千葉県、愛媛県、鹿児島県では2,000円、東京都、茨城県、新潟県では2,500円、埼玉県では3,000円であった。京都府の動物取扱責任者研修会の受講料は比較的安く設定されている。

当該研修会の講義内容はかなり専門性の高いものであり、講師は京都府獣医師会に依頼しており、その報酬は1回あたり11,000円(約2時間)である。当該研修会は京都府が主催であるので、委託関係は生じていない。

当該研修会は1年に1回の頻度で開催されており、平成21年度は府内の5会場で開催され、総数で288名の参加があった。しかし、受講率は87%にとどまっており、登録されたすべての動物取扱業者が受講しているわけではない。

これに対して京都府の説明は、当該研修会の受講は義務であり、受講していないことに対する直接的な罰則規定はないとのことであった。ただし、京都府では受講していない者に対しては受講するよう口頭指導をしたり、追加の研修会を開催する等の対応のほか、特に悪質な業者には勧告をしているとのことである。

【表2.5.動物取扱責任者研修会受講料の都道府県別比較表】

(単位：円)

No.	都道府県	研修	No.	都道府県	研修
1	北海道	1,000	25	滋賀県	1,000
2	青森県	0	26	京都府	1,000
3	岩手県	0	27	大阪府	1,000
4	宮城県	0	28	兵庫県	0
5	秋田県	0	29	奈良県	1,000
6	山形県	0	30	和歌山県	0
7	福島県	0	31	鳥取県	1,500
8	茨城県	2,500	32	島根県	1,500
9	栃木県	3,500	33	岡山県	1,500
10	群馬県	4,000	34	広島県	1,500
11	埼玉県	3,000	35	山口県	3,000
12	千葉県	2,000	36	徳島県	0
13	東京都	0	37	香川県	3,000
14	神奈川県	5,000	38	愛媛県	2,000
15	新潟県	2,000	39	高知県	1,000
16	富山県	1,000	40	福岡県	0
17	石川県	2,000	41	佐賀県	0
18	福井県	2,200	42	長崎県	0
19	山梨県	3,000	43	熊本県	0
20	長野県	0	44	大分県	0
21	岐阜県	500	45	宮崎県	0
22	静岡県	2,000	46	鹿児島県	
23	愛知県	1,000	47	沖縄県	4,000
24	三重県	0			

2.6. 監査の結果

2.6.1. 犬・猫引取手数料について

犬・猫の引取手数料の設定にあたっては、作業量の工数計算だけでなく、引取手数料を有料化した趣旨を盛り込む必要があると感じる。すなわち、府民に動物愛護の精神を醸成し、引取件数を大幅に減少させるという趣旨・目標の達成が最も大切なことであり、そのためには安易な飼養放棄を抑制せしめるには引取手数料はいくら程度が妥当か、という観点も必要なのではなかろうか。

2.6.2. 動物取扱責任者研修会について

動物愛護法が登録制をとったのは、動物の生命を尊重し、適正な飼養を社会全体に浸透させることへの動物取扱のプロフェッショナルとして事業者に対する役割と責任を確保するためである。動物取扱責任者研修会は事業者を育成する上で重要な役割があり、法で受講を義務づけている以上、受講率は100%に近づけるよう指導の徹底を図るべきである。未受講の動物取扱業者には口頭指導だけでなく、文書による指導を徹底し、最終的に罰則や登録抹消の措置を講じられるような厳しい取組が必要である。

京都府では、府民が動物愛護についての理解を深め所有者等が動物を適正に飼養することを通じて、動物が人と共に生活する存在として府民に広く受け入れられる社会づくりを目標として「京都府動物愛護推進計画」を作成して平成20年3月に公表している。ここでは、その内容についての詳細は監査の趣旨から外れるため記載しないが、こうした計画が全国の都道府県で作成されていることは評価に値する。しかし、悪質な動物取扱業者がまだまだ存在しているのはニュースで見るといえるように事実であり、生命の尊厳・価値を軽視し、動物愛護精神が欠如した人間がいるのは悲しい限りである。

欧米では動物愛護に対するモラルが日本より高いと言われている。京都はそうした欧米諸国からの外国人観光客が多く訪れる土地である。現行法令の枠組みの中で身動きが制限されることもあるだろうが、外国人観光客の人々に失望や

ショックを与えないように、世界の観光都市「京都」が国や他の都道府県に先駆けてできること、示せるモデルというものがあるのではないだろうか。京都府のリーダーシップと行動力に期待したい。

3 食品衛生手数料について

3.1. 食品衛生手数料の概要

食品衛生手数料は「食品衛生法、食品衛生法に基づく公衆衛生上講じるべき措置の基準等に関する条例及び食品衛生法施行細則」、「調理師法、京都府手数料徴収条例施行規則」、「製菓衛生師法、京都府手数料徴収条例施行規則」、「ふぐの取扱い及び販売に関する条例、ふぐの取扱い及び販売に関する条例施行規則」、「食品行商衛生条例」、「京都府手数料徴収条例」に基づいて徴収される手数料である。

平成21年度の各手数料の徴収件数の実績は以下のとおりである。

【表3.1. 食品衛生手数料の一覧】

名 称	事 務 (※)	単価	件数
食品衛生法で定められた34業種に関する許可申請手数料と更新申請手数料	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による許可の申請に対する審査及び更新手続	※	5,010
調理師試験手数料	調理師試験	6,100	1,397
	免許申請	5,600	1,008
	免許書換	3,200	113
	免許再交付	3,600	182
製菓衛生師試験手数料	製菓衛生師試験	9,400	662
	免許申請	5,600	250
	免許書換	2,800	9
	免許再交付	3,500	7
ふぐ処理師試験手数料	ふぐ処理師試験	6,500	240
	免許申請	4,000	139
	免許書換	1,800	7
	免許再交付	2,300	29
食品行商登録票交付手数料	食品行商衛生条例第3条第2項、第6条第2項及び第8条の規定により登録票及び記章の交付を受ける者は、次の手数料を納めなければならない。	600	145
記章交付手数料	食品行商衛生条例第3条第2項、第6条第2項及び第8条の規定により登録票及び記章の交付を受ける者は、次の手数料を納めなければならない。	600	145
ふぐ取扱業認証申請手数料	ふぐ取扱及び販売に関する条例施行規則第17条のふぐ取扱業認証新規申請に対する審査	6,500	22
ふぐ取扱業認証更新申請手数料	ふぐ取扱及び販売に関する条例施行規則第17条のふぐ取扱業認証更新申請に対する審査	4,900	47
ふぐ取扱業認証書再交付手数料	ふぐ取扱及び販売に関する条例施行規則第17条のふぐ取扱業認証書再交付申請に対する審査	2,300	0
ふぐ取扱業認証書書換え手数料	ふぐ取扱及び販売に関する条例施行規則第17条のふぐ取扱業認証書書換え申請に対する審査	1,800	10

食品衛生法で定められた34業種に関する許可申請手数料と更新申請手数料については、34業種それぞれに許可申請と更新申請があり、記載すると冗長になるので一括りとしている。単価は業種によって異なり、7,200円～21,000円の幅がある。

京都府では平成12年に改定されて以来、手数料の改定は行われていない。

3.2. 監査の視点

府民の食の安全を担保するためにある制度がどのような建付で運営されているのか、使用料・手数料を通じて広い視野で検討を行った。

3.3. 調理師試験、製菓衛生師試験、ふぐ処理師試験

同じ食品関係の資格試験であるが、それぞれで扱いや効力が異なるので、以下にまとめてみた。

【表3.3. 調理師試験、製菓衛生師試験、ふぐ処理師試験の対比表】

	調理師試験	製菓衛生師試験	ふぐ処理師試験
根拠法令等	調理師法第3条の2	製菓衛生師法第4条	ふぐの取扱い及び販売に関する条例第8条
試験	科目は全国統一 問題作成は京都府	同左	問題作成は京都府
免許の効力	試験合格者は住所地の都道府県に免許申請を行うこと によって免許を取得する。 効力は全国統一。	同左	試験は京都府独自のものなので、 京都府に申請することによってのみ資格が得られる。 京都府が与えた免許の効力は、都道府県によって扱いが異なる。
手数料	全国一律ではない。 ただし、近畿の府県は同額。	同左	全国一律ではない。

ふぐ処理師の資格は根拠が各都道府県の条例等であるので、都道府県によって資格制度も様々である。資格の名称も都道府県で異なる。京都府は試験を行っているが、講習会の受講を条件としている府県もある。京都府の試験に合格し、資格申請により資格を取得したとしても、あくまで京都府内でのみ有効な資格であり、他の都道府県では京都府の免許を同等とみなすところと、みなさないところがある。

調理師試験、製菓衛生師試験に合格すると、住所地の都道府県に免許申請することで免許を取得することが可能となり、これによって資格を有することになる。免許申請した都道府県では申請者を台帳管理しており、一度、台帳に記載されると都道府県間の台帳異動という仕組みはなく、再交付、免許書換等は最初に申請した都道府県で行い続けなければならない。

3.4. 食品等事業者の営業許可

食品の製造・販売、飲食店の営業に関する許可は、食品衛生法で定められた34業種のいずれかに分類される。どの業種に分類されるかによって手数料の単価は異なる。34に分けているのは食品衛生法であるので、京都府ではどうにもできないことではあるが、その多さには驚きである。また、これだけ細かく設定しているので、もし該当しなさそうな業種や新たな食品が出てきた場合、どう分類するのか疑問であったが、当該製造に係わる使用原材料、原材料の配合割合、製造方法、主たる目的（用途）等に係わる資料の提供を求めて検討したり、近隣自治体の状況確認や、場合によっては国に照会して判断している、とのことであった。

具体的には、食品の主たる目的（用途）がどこにあるかで判断され、たとえば一昨年あたりから急速に人気の出た「食べるラー油」などは、調味料としての使用であれば食用油脂製造業となり、ご飯にかける等副食としての使用であればそうざい製造業となる。実際に市販されている同種の食品は食用油脂と表示されている場合やそうざいと表示されている場合があるとの回答であった。こういうケースは京都府に限ったことではなく、他府県でも同様とのことであった。こういった対応を聞いていると、国が対象を限定列挙する法律を作る場合は、多様化にも対応できる法文にするべきであろう。

食品等事業者は営業許可対象事業を行うにあたって、京都府に対して営業の許可申請を行った際には、施設調査結果に基づき、許可の有効期間が5～8年毎に設定される。よって、5～8年ごとに更新を行わなければならない。許可申請と更新申請の際に徴収しているのが許可申請手数料ないしは更新申請手数料である。業種によって単価が異なっているのは、新規の申請の場合、書類審査と実地検査を行うが、業種によって営業設備の規模や複雑さが異なるので、その審査工数に応じて手数料単価を設定しているため、という説明であった。更新の場合は変更の有無の確認等、審査項目が少ないため、新規申請の場合より手数料を低く設定しているとのことであった。これらの手数料単価は条例に基づいて京都府が設定している。

すべての食品等事業者は許可申請をすることとなっているが、近隣住民から無許可事業者の存在の通報があった場合

は、現地立入検査を行い、ただちに営業を止めさせるとともに、営業許可を取得するよう行政指導を行っているとのことである。

許可申請が受理されると、現地立入検査を行い、施設基準等の適合状況を確認し、問題がなければ食品営業台帳システムに登録される。食品営業台帳システムに登録された事業者は、年度毎に京都府が定める監視指導計画に従って監視・検査の対象となる。監視・検査は保健所、保健環境研究所等の食品衛生監視員等が行っている。

3.5. 食品衛生責任者講習会

食品衛生法第50条は、公衆衛生上講ずべき措置に関し、条例で必要な基準を定めることができるとしている。これを受けて京都府では「食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準等に関する条例」を定め、その中で食品等事業者は、事業所（施設）毎に当該食品取扱者及び関係者のうちから食品衛生責任者を置き、保健所長の指定する食品衛生責任者講習会（以下、講習会）を受講させ、自主的衛生管理の徹底に当たらせることと規定している。

講習会は京都府が定めた食品衛生講習会実施要領（昭和59年3月24日付け9環第178号衛生部長通知）（以下、「要領」という）で、講習会の実施機関は社団法人京都府食品衛生協会（以下、食品衛生協会）とする旨の規定がある。そのため、京都府で講習会を主催できるのは食品衛生協会のみという状況であり、現行規定上は京都府自体が講習会を主催する必要はないということになる。

講習会は概ね毎月1回の頻度で実施されている（養成講習会講習料は食品衛生協会の会員7,000円、非会員9,700円、実務講習会講習料は食品衛生協会の会員2,700円、非会員5,300円）。

講習会は内容が専門的であることはさることながら、事業者が参加しやすいように京都府内の全域で開催する必要があるものである。そうすると主催者となりうる者は限られてくる。結果として、食品衛生協会のみとなったのが現実のようである。

講習会の受講状況は保健所の台帳に記録されているが、たとえ未受講であっても営業等の許可取消は行っていない。未受講の場合、保健所が誓約書の徴収、立入検査時の指導、再度受講通知するなど、受講するよう指導しているとのことである。

講習会の受講と営業許可が相関していないのは、講習会の目的と営業許可の判断基準が異なるから、との説明であった。営業許可は事業者の「施設」（いわばハード面）が公衆衛生上、必要とされる基準を充たしているかどうかで判断される。

一方、講習会は事業者に衛生管理を徹底させるために、知識を習得してもらうこと（いわばソフト面）を目的としており、「施設」の基準ではないから、未受講を理由に営業許可を拒むことはできないとの説明であった。

3.6. 監査の結果

3.6.1. 調理師試験、製菓衛生師試験について

京都府のみの問題ではないが、都道府県間の台帳異動の仕組みはなく、再交付申請や免許書換等は最初に申請した都道府県で行い続けなければならないというのは、人の流動性が当たり前の世の中であまりにもナンセンスである。法律改正やソフト面・ハード面の改善等、解決しなければならない問題はあがあるが、現在の住所地で再交付申請や免許書換等ができる仕組みを作り、京都府ひいては日本中の免許取得者の利便性を考えるべきであろう。

これについて全国統一ではないが、平成22年12月1日に総務大臣の設立許可を受け発足した関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県）は、資格試験（試験及び免許事務）の分野についても府県域を超えて合同で取り組むこととなった。

3.6.2. 食品衛生責任者講習会について

食品衛生責任者講習会について、講習会は事業者に知識を習得してもらうことが目的であり、講習受講を営業許可の判断に影響させない、というのは理屈としては理解できるが、これではせっかくの制度が形骸化してしまうおそれがある。食品衛生に関する施設（ハード）と知識（ソフト）の2つが揃って初めて府民の食の安全が確保されるはずである。いくら立派な施設を持っていても、知識が伴わなければ府民の食の安全が保障されることはない。府民の食の安全を守るために設けられた制度であるならば、施設と知識の両方が必ず揃うように行政指導を徹底し、それでも未受講事業者が存在するならば仕組みを変えることを検討すべきである。

そもそも衛生管理面から府行政が必要と判断して受講を義務づける講習会なのであるから、京都府が主催（ないしは共催）するとした方が府民の理解を得やすいのではないだろうか。また、要領が講習会の実施機関を食品衛生協会に限定していることは納得がいかない。主催を希望する団体が他にあるとしても、現行規定上は主催者になる余地がない。要領の改正を検討すべきである。

さらに、講習会は府の施設を利用して開催されることもあるが、その場合、京都府の主催でない有料講習であるにもかかわらず、京都府に対して施設使用料が支払われていないケースがあり、規則に準拠されておらず、不適切である。京都府の主催でない以上は施設利用料を支払うか、減免するのであれば申請手続を行うのが当然である。

附表

【附表 1 自動車運転免許試験等手数料 概要調書】

使用料・手数料概要調書				
分類名(細節)		部局名	所管課名	
自動車運転試験等手数料		警察本部	交通企画課、駐車対策課、運転免許課、運転免許試験課	
主な徴収対象			上記以外の 収納業務を行う所属名	
自動車運転免許試験等受講者等			各警察署	
根拠法令			直近改定年度	
京都府警察手数料徴収条例及び京都府警察手数料条例施行規則			平成21年度	
調定額 (21年度決算見込額)	調定額 (20年度決算額)	収入未済額 (21年度調定分)	減免額(21年度)	
2,150,295千円	1,975,635千円	0千円	0千円	
主な料金徴収の方法		減免制度の有無 (有の場合は制度概要:別葉での添付可)		
前納・後納	窓口(現金・収入証紙・納付書・その他)	無		
各事務毎の使用料・手数料単価 (別葉での添付可)				
名称	事務(※)	単価	件数 (21実績)	備考
別添のとおり				

条例・規則別表等に定める事務を転記

()は改正前料金

名 称	事 務	手数料の額	件 数	備 考
確認事務法人登録 申請手数料	38の2 道路交通法第51条の8 第1項の規定による法人の登録 の申請に対する審査	1件につき 23,000円	5	115,000円
確認事務法人登録 更新申請手数料	38の3 道路交通法第51条の8 第6項の規定による法人の登録 の更新の申請に対する審査	1件につき 23,000円	0	
駐車監視員資格者 証交付申請手数料	38の4 道路交通法第51条の13 第1項の規定による駐車監視員 資格者証の交付の申請に対す る審査	1件につき 9,900円	16	158,400円
駐車監視員資格者 講習手数料	38の5 道路交通法第51条の13 第1項第1号イの規定による放 置車両の確認等に関する技能 及び知識に関して行う講習	1件につき 19,000円	41	779,000円
駐車監視員資格者 認定申請手数料	38の6 道路交通法第51条の13 第1項第1号ロの規定による放 置車両の確認等に関する技能 及び知識の認定の申請に対す る審査	1件につき 4,500円	0	
駐車監視員資格者 証書換交付手数料	38の7 道路交通法第51条の13 第1項の規定による駐車監視員 資格者証の書換え交付	1件につき 2,100円	0	
駐車監視員資格者 証再交付手数料	38の8 道路交通法第51条の13 第1項の規定による駐車 監視員資格者証の再交付	1件につき 2,000円	1	2,000円
運転免許試験手数料	39 道路交通法第89条第1			